

浪江町の復興に向けた要望書

様

平成26年11月7日

福島県双葉郡

浪江町議会議長 小黒敬三

浪江町の復興に向けた要望趣旨

我々浪江町議会は原発事故による避難以降、原発事故の収束、復興、除染、賠償見直し、医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復興、再生と町民の生活再建のために全力を挙げて取り組んできました。

これまで国は「福島復興の加速に向けて」の方向性や、中間指針第四次追補など一定の見直しをなされたことは被災者並びに被災自治体の強い要望に応えたものであると考えます。

しかしながら、「原子力災害による長期避難」という特別の困難を乗り越えるべき課題は山積しております。

今後、浪江町の復興はもとより、双葉郡北部の復興拠点としてイノベーション・コースト構想の具体化が極めて重要となってきます。

また、国は原子力災害の現状や賠償問題などの矛盾を正しく認識され、直面する生活・生業再建がなされるよう必要な見直しを強く求めるものです。

さらに国は、東京電力株式会社に対し被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被災者の心情にも配慮した誠実な対応をするよう強く指導することを求めるものです。

要 望 事 項

I 復旧・復興の加速

1. イノベーション・コースト構想の推進
2. 集中復興期間の延長
3. 低線量地域への復興拠点づくり
4. 帰還困難区域における「防災集団移転促進事業」と同等の施策
5. 農地転用の特例措置
6. 除染及び除草
7. 総合的な道路の整備

II 中間指針の見直しと賠償の拡充

1. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直し及び第三者による検証の実施
2. 避難している全ての町民に故郷喪失慰謝料を支払うこと
3. 原子力損害賠償紛争解決センターの権限の強化
4. 精神的損害の基準の明確化と項目追加
5. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償
6. 賠償金の非課税化

III 生活再建と医療・健康

1. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続
2. 事業再開のための補助金や支援策の強化
3. 高速道路無料化の継続・拡充
4. 居住用住宅の減免措置
5. 農地、ため池等の維持・管理

6. 山林や河川を含めた徹底的な除染の実施及び継続実施
7. 飲料水の安全と安心の確保
8. 帰還困難区域に隣接する区域の見直し
9. 二重住民登録制度
10. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続
11. 長期的な医療保障制度の構築
12. 介護サービスの充実
13. 全国各地域における被ばく検査体制の構築
14. 仮設津島診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化

IV 中間貯蔵施設及び原発の廃炉

1. 中間貯蔵施設立地町と県・国との協定と同等の協定を周辺町村とも締結すること
2. 情報公開の徹底
3. 汚染水の対策
4. 事故収束宣言撤回
5. 東京電力福島原発の全基廃炉

V 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障
2. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化
3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

I 復旧・復興の加速

1. イノベーション・コースト構想の推進

双葉郡北部の復興拠点を担うことを宣言した浪江町は、イノベーション・コースト構想の推進に当たり、復興の具現化に向けて次の施設を要望する。

- ①農作物、魚介類等の放射性物質の検査・研究施設
- ②海洋、河川の放射性物質移行に関する調査・研究施設
- ③海外も含めた技術者の育成も視野に入れた研修施設
- ④記録や資料の収集、保存、調査、研究等を行う震災資料館
- ⑤復興を支えるセメント、金属などの資材リサイクルセンター
- ⑥太陽光、風力、地熱発電などの再生可能エネルギーを町外から集約し、供給するための蓄電エネルギー拠点施設

2. 集中復興期間の延長

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による「災害復興」は一体的に取り組むことが求められている。浪江町はこれからが「集中復興」の本番である。集中復興期間の延長と財政支援を継続し「災害復旧・復興」に責任を持つこと。

3. 低線量地域への復興拠点づくり

浪江町への帰還が可能になると考えられる低線量地域に、同町民はもとより浪江町以外の避難者も暮らせる復興拠点を整備すること。

特に、浪江町中心市街地を「復興拠点地域」として選定し、長期避難により管理不能で劣化した町内全域の家屋の「解体除染」を国の責任で進め、復興のまちづくりを図ること。

4. 帰還困難区域における「防災集団移転促進事業」と同等の施策

防災集団移転促進事業は、「被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業」となっているが、帰還困難区域は住民の居住が「困難な区域」にもかかわらず対象となっていない。それに代わる事業や制度がないため帰還困難区域に対しても同等の施策を講ずること。

5. 農地転用の特例措置

避難解除準備区域等の優良農地について、避難住民の帰還促進に資するこれら用地の農地転用規制の特例措置を講ずること。

6. 除染及び除草

帰還困難区域の「故郷消失」防止のために農地、道路、住居周辺の除草など保全管理に責任を持つこと。また、除染後の除草管理を毎年行うこと。

7. 総合的な道路の整備

①原発事故の教訓に鑑み、国道114号、国道288号は避難道として重要である。従って、今後道路の総合的な改良の必要がある。中通りと浜通りを東西に連絡する規格の高い避難道の建設をすること。

②中間貯蔵施設への搬入道路は復興に係わる道路とは別にし、住民生活に支障が出ないように整備すること。

II 中間指針の見直しと賠償の拡充

1. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直し及び第三者による

検証の実施

中間指針の見直し等の諸課題に対し、国は責任をもって対応することを強く要望する。また、被災実態を十分参酌し賠償基準の改定を早急に要望するものである。今後は、東京電力株の判断で賠償に格差が出ないようにすること。従って、原子力損害賠償紛争審査会が独自に精神的損害、財物賠償指針の見直し及び第三者による検証を行うこと。

2. 避難している全ての町民に故郷喪失慰謝料を支払うこと

第四次追補は、「故郷喪失慰謝料700万円」について帰還困難区域に限定したことや、原発立地町とそれ以外の自治体間格差により避難町民の間で確執が生じている。「原子力災害による長期避難」の実態を踏まえ、帰還困難区域以外も対象にし、格差を無くすこと。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの権限の強化

「紛争審査会による指針・追補」は賠償範囲の上限ではない。よって、国は第三者機関である原子力損害賠償紛争解決センターの権限を強化すると同時に、東京電力株に対しADRの和解案の尊重を強く指導すること。

また、浪江町民等の集団申立て案件に係る東京電力株による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否については、東京電力株に完全実施するよう指導すること。

4. 精神的損害の基準の明確化と項目追加

中間指針では、生活費増加分と精神的損害を合わせて月10万円としているが、生活費増加分と被災・避難の実態に見合った精神的損害の増額を図ること。原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加すること。

また、国が目標とする1msv/年に達するまで精神的損害の賠償を継続すること。

5. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償

住居確保損害の賠償が始まったが、個人によっては再調達価格に及ばない。生活再建ができる財物賠償の確保を求める。さらに、避難区域ごとの格差を無くすこと。

6. 賠償金の非課税化

賠償金により取得する土地・建物等などに対する課税免除を、個別自治体での条例で課税免除するのではなく、国が相互的に立法措置を図り財源措置を講ずること。

営業損害に係る、すべての賠償金は非課税化を図ること。すでに申告納付済の場合は還付措置を講ずること。（口蹄疫の際の非課税前例あり）

また、原発避難による賠償金は相続税・贈与税の対象となるので、今後の生活再建のため課税対象から除外すること。

Ⅲ 生活再建と医療・健康

1. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続

- ①避難指示に基づく強制避難が継続することは明白であるため、避難生活が継続する間は、借上げ住宅（借上げ特例住宅等を含む）の制度を継続することを明示すること。特に、住宅入居要件を緩和し、避難住民が生活の実態に合わせて移動ができるよう改正すること。
- ②原発避難者向け復興公営住宅等の家賃については、全額を減免すること。
- ③復興公営住宅を整備するに当たっては、戸建てによる整備や、地域のコミュニティを維持出来るよう事故以前の住民同士がまとまって入居出来るよう配慮すること。さらに、避難者の要望を十分に取り入れた構造・配置とすること。

2. 事業再開のための補助金や支援策の強化

- ①グループ補助金など今ある制度は地域を限定していないためこれから事業再開をする避難指示された地域においては以前より補助対象の要件がより厳しくなっている。そのため原発避難地域の事業者は再開をためらっているため新たな制度を新設すること。
- ②時間を要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施すること。特に、電気料金の軽減措置等の優遇措置について検討すること。
- ③企業誘致を促進するため、進出企業に借入金に対する利子補給

などの優遇措置を講じた場合は、特別交付税等により財源措置を行うこと。

3. 高速道路無料化の継続・拡充

全国に避難し家族が離散している住民にとっては、家族を繋ぐ大事な路線であり、通勤路線としても重要な意味を持つものとなっている。そのため、平成27年3月31日までとなっている無料化措置を継続するとともに、帰還できるまで延長すること。

また、県外避難者も適用となるよう対象範囲の拡大を図ること。

4. 居住用住宅の減免措置

移住のため居住用住宅を購入した場合、住民票の異動をせずとも、移住先において居住している実態があれば固定資産税の減免措置を講ずる地方税法改正をすること。

5. 農地、ため池等の維持・管理

被災者が帰還して営農が再開され、収入が安定するまで、農地、ため池、用水路、圃場の維持・管理は国の責任で行い、その経費は国の負担とすること。

6. 山林や河川を含めた徹底的な除染の実施及び継続

現在進めている本格除染を計画期間内に実施すること。除染作業の監視体制の強化を図ること。農業用水や飲料水の水源となる山林や河川についても除染を実施し、目標となる工程表を示すこと。

また、空間放射線量と併せて、土壌、水、里山・山林の放射線量について詳細なメッシュ調査を行い、その状況を住民に開示し周知すること。放射性物質の残留実態に即した除染を追加的に実

施すること。

7. 飲料水の安全と安心の確保

高濃度汚染地域を水源としているため、安全と安心確保のための放射性物質除去設備を国の責任のもと整備すること。

また、国の責任で井戸を試掘するなど生活用水の安全を確保すること。

8. 帰還困難区域に隣接する区域の見直し

第四次追補に示された「帰還困難区域に隣接している高線量地域」について、区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見直し等個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することの見直し作業を早期に実施すること。

9. 二重住民登録制度

避難先自治体で、様々な住民間軋轢が生じている。住民生活の安定と公平・公正な行政サービスが享受できるよう、二重住民登録制度を検討すること。

10. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続

医療費の一部負担の免除については平成27年2月診療分まで、保険料等の減免措置は平成26年度までとなっているが、長期化する避難生活により体調を崩す住民はむしろ増加しており、避難者が以前の生活ができるようになるまで免除・減免措置を継続すること。

また、保険者により一部負担金の免除が解除されているので国として指導し、免除した相当分の財政措置を各保険者に行い、すべての被災者の一部負担金を免除とすること。なお、年度毎では

なく、保険税、介護保険料、医療費の一部負担金の無料化継続を図ること。

1 1. 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如及びSPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の隠ぺいにより多くの町民は、相対的な被ばくリスクが高いことから、長期的な医療保障制度を早急に構築すること。

1 2. 介護サービスの充実

避難の長期化に伴い要介護者が増加するとともに、介護・福祉職員が激減しており、人材不足が深刻化している。このため、国は、必要な福祉・介護サービスを受けられるよう、人材確保対策を強化し、必要な財政措置を講ずること。

介護・福祉施設を避難先で再開する際には、国は再開及び運営に必要な用地代等すべての事業費、経費に対して財政措置を講ずること。

避難先自治体において、既存の介護福祉施設に入所する場合において、待機期間を縮減するため、既存施設の増床・新設など財政支援・介護職員の確保に対する国の財政支援を求める。

1 3. 全国各地域における被ばく検査体制の構築

県外においてはホールボディカウンターなど健康管理体制の構築が未だ不足する状況にあるため、国の主体性のもと、全国各地域での検査体制の確立を図ること。設備・運営にかかる費用について財政支援を行い、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

1 4. 仮設津島診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化

仮設津島診療所で処置できない患者の緊急受入れや、老人ホーム等入所希望者の早期入所などを含めた連携強化が必要である。

そのため、国に医療機関、福祉機関に対し連携強化のための財政支援・人的支援を要請する。

IV 中間貯蔵施設及び原発の廃炉

1. 中間貯蔵施設立地町と県・国との協定と同等の協定を周辺町村とも締結すること

- ① 県外最終処分の方案成立
- ② 交付金の予算化と自由度の確保
- ③ 搬入ルートの維持管理と周辺対策の明確化
- ④ 施設と搬送の安全性

2. 情報公開の徹底

原発事故の収束と迅速・正確な情報開示を徹底すること。

原子炉建屋カバー撤去や建屋上部がれき撤去作業で飛散する可能性が今後も予測されるので、今後は事故収束と安全対策、迅速な情報開示に万全を期すこと。

3. 汚染水の対策

高濃度の汚染水の処理は応急的タンクで処理すべきでなく、恒久的なタンクを建設し、放射性部質の除去ができる装置を確実に備え付けること。

また、地下水・雨水が汚染水として海側に流出しているので、完全にブロックするよう、国が全面に出て世界の知見を集め抜本的な対策を講じること。各地域において、地下水の検査体制を自治体まかせとせず従来にも増して早急に整え住民の安全・安心のため迅速かつ正確な情報提供に努めること。

4. 事故収束宣言撤回

政府は、2011年12月16日、「原子炉は冷温停止状態になった」などとして「原発事故収束」を宣言した。しかし、事故

の実態は爆発した原子炉の燃料が溶け落ち、どうなっているかさえ確認できていない。このような状況の下では、「原発事故収束」などと言えないことは明らかであり、よって「原発事故収束宣言」を正式に撤回するよう求める。

5. 東京電力福島原発の全基廃炉

県内全原発の廃炉の決断を求める。

V 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障

中長期的な財政運営を確実に図るため、一時的な交付金等の措置に留まらない恒久的な財政保障制度を構築すること。

2. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化

地域の復興を支える基礎自治体の維持強化なくして、地域の復興はなし得ない。それを支える職員についても、行政改革の名のもと行われた人員削減の影響でぎりぎりの状況にある。

今後始まる復旧復興に向けた取り組みには、技術職をはじめ企画力を持った即戦力となる職員が必要であり、現有職員だけでは対応しきれない。そこで、各省庁からの職員派遣、さらには他自治体職員による支援を国として推進すること。

3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に推進すること。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施すること。